永

植

友

序

である、との卑見をもっている。 集団が、それぞれに託された使命を各自遂行することによって、彼らの活動の総合された効果の上に支持されたもの 筆者は、宋朝の皇帝独裁体制は、皇帝というバランサーの下に、文班科挙官僚を含めた個性を異にする複数の官僚

かかる観点から、筆者はかねて武班官僚の存在に着目し、下級武班である三班使臣の分析を試み、①それが皇帝のかかる観点から、筆者はかねて武班官僚の存在に着目し、下級武班である三班使臣の分析を試み、①それが皇帝の

候」なる君側祗候の職を兼帯するものが現れ、新たな側近官僚として皇帝権の維持・強化に資したことなどを明らか 内統一の過程で変質し、醇乎たる側近官僚集団としての特質を喪失したこと、③その一方で三班使臣の中に「閤門祗 側近機関として五代・宋初において中央集権化と皇帝権の維持・強化に重要な役割を果したこと、②しかし、宋の国

を見せる、「寄班祗候」なる官職を帯びた三班使臣に注目し、北宋朝におけるその実態の分析を通して、彼らの担っ た政治史上の役割について論及せんとするものである。 小論は、上述の如き観点に立って、宋初における三班組織の変質の過程で、閤門祗候兼帯使臣と同様に独特な活動

史 学 論 叢

第一章 寄班

寄班の統轄官庁

寄班祗候の官称は「寄班に祗候する者」の意より出たものと推測されるが、そもそも寄班とは何か、まず検討してみたい。 『宋会要輯稿』(以下『宋会要』)職官三六、内侍省の項に引く『両朝国史』に、

門以上同。凡以罪出者、降為灑掃院子、今北班内品・散内品是也。又有寄班供奉、侍禁、殿直、奉職、小底。日奉 門、皆番休直宿、或奉使中外、車駕行幸、則供給使。又有前殿祗候、高班内品、祗候内品、後苑内品。其掌与黄 然不備設。自供奉官至黄門、一百八十人為定員。凡内侍初補、曰小黄門。経恩遷補、則為内侍黄門。自都知至黄 殿頭、内侍高品、内侍高班、内侍黄門。都知以諸司使充、副都知以諸司使副充、押班以内殿崇班以上充。領省事、 内侍省、有左右班都知、左班都知・副都知、右班都知・副都知、押班、 (内) 東頭供奉官·内西頭供奉官、内侍 具載職官志。

がわかる。この内、殆どの官に「内品」の官称が付く祗候班に関して、『続資治通鑑長編』(以下『長編』)巻七六、 志の分類に従って、前者を「内侍班」、後者を「祗候班」と呼ぶことにする)が、同じく内侍省に所属していたことと によると、寄班以外に内東西頭供奉官以下黄門にいたる諸官および殿前祗候以下散内品にいたる諸官(『宋史』職官 寄班とは内侍省に所属し、寄班供奉官以下小底に至る官種をもつ官職系であることがわかる。また、この史料

「傍点は筆者、以下同様)

大中祥符四年一〇月の条に、

充当するための要員であったことが知られる。このことから推察するに、内侍省に属する三つの官職系は、それぞれ3 異なった形成過程をもち、その特性に応じた独自な役割を委ねられたものであろう。 とあり、それが旧南漢の内官で事務能力に優れた者を選抜し組織した集団に始まり、本来、主として場・ 務の監当官に 不能幹集。自今有内品員欠、精加選択。如欠人、即改差使臣。

見の限りにおいて検出し得た史料の中で、統轄官庁絡みのものは殆どが内侍省であり、恐らく当省のみに属していた 班が所属していたことが確認されるものの、寄班については不明である。寄班に 関する記 事は極めて少ないが、管 り、内侍省の外に入内内侍省が設けられていた。入内内侍省の属官については、『宋史』職官志から、内侍班と祗候 ところで、先の『両朝国史』には内侍省についての記載しか見えないが、宋朝の内官の組織は二省制を採用してお

二 寄班の職掌と官称

ということを確認するばかりである。 内侍省の属官として、寄班がいかなる職務を担当したかというと、先掲『両朝国史』は、日々内廷に詰め、駅馬による

寄班が内官の官属であることから、設置の時期やその経緯を詳かにすることは難しく、太宗朝には設けられていた

という点において、他の二者より優れていたものと考える。 の職務が、輪番の宿直や使者、あるいは行幸の際の走使といったものであったことを勘案すると、寄班は職務の重要性 寄班は常に皇帝の側近くに奉侍することを不可欠とした内官であったと言え、『両朝国史』の伝える内侍班・祗候班 緊急の詔の伝達に備えたこと、また巡幸の際は、天子の御輿と御服を執守したことを伝えている。すなわち職制上、

上で、内侍班と同等、若くはそれ以上と推察される。 奉官のそれに等しく、小底が寄班末尾の官であることを考え合せると 、俸料等の点からすれば、寄班の地位は 祗候班の また禄栗の項に「寄班小底四石」との規定があり、この額はそれぞれ前者が内侍省の黄門、後者が入内内侍省の内供 がなく、他の二班との序列関係を明らかにすることができない。ただ、『宋史』職官志の俸禄の項に「寄班小底三干」、 でも内侍班末尾の黄門と祗候班では、三貫と七百の差がある。ところで、寄班については内官叙遷之制の項には記載 また、同書巻一七一、職官一一、俸禄の項には、そのような序列に沿った俸禄が記載されている。因に、同じ従九品 頭供奉官・内侍殿頭・高品が正九品、高班・黄門が従九品、内品すなわち祗候班が同じく従九品と規定されている。 もに内侍班の下に祗候班が排され、同書巻一六八、職官八、紹興以降合班之制・官品の項によると、内侍班の内東西 班の諸官は内官の寄禄官でもあった。『宋史』巻一六九、職官九、内侍之叙遷の項によると、入内内侍省・内侍省と 寄班・内侍班・祗候班はそれぞれ内廷における職事をもつ点で、それ自体、内官の差遣といえるが、また一方で各

えるとき、次の史料は寄班の意味を検討する上で参考になろう。すなわち、『宋史』巻二七八、雷有終伝に、 の点を明らかにする直接的史料はないが、寄班が他班に比べ重要性に勝り、俸料においても優遇されていたことを考

以上、寄班の概要を些か窺ったが、実はそもそも寄班とは如何なる意味か、という第一義的疑問を残している。こ

鍇聞之、択軍中子弟、 嘗歴戦陣、粗習陰陽、以熒惑同悪、故勧均為乱。均実慧恢無謀。嘗言、官軍若至、我当先路出迎、自陳被脅之状。 署寄班、以防守均、令不与人接見。官軍圍城、毎射箭招誘。及令均子弟至城下、均皆不之。。。。。。。。。。。。。。。

(王)均僣号大蜀、改元化順、署置官称、設貢挙、以張鍇為謀主。鍇本名美、太原旧卒、後為神衛小校。

とあり、王均の乱の折り、黒幕の張鍇が降伏の底意を懐く王均を外部から隔離するために、均の護衛を名目に、軍中

得箭書、鍇悉焚之。自起至敗、所守止一城而已。

役であったのではあるまいか」と述べられ、また寄班について「単なる供奉官ではなく、同時に天子の警護をも任と 関に統轄されていたという。氏は三班院の任務について「天子が諸臣に会する場合、側近で奔走に任ずるのが、主な 事実からして、内侍省管下の寄班とは「信頼を置くグループ」の意ではなかろうかと推考する。 していたと推測できる」と指摘しておられる。遼の御帳官が「遼帝の常の生活の場所たる宮帳の官府の総称で、護衛 ったかどうかについては何ともいえないが、「信頼する」という意味で「寄」の語が用いられることがあったという この場合の「寄」は「たよる」・「たのみ」の意と解される。この時代、寄班という語がかかる意味の一般名詞であ の子弟を選んで、「寄班」に任命したという。主人の身辺近くに侍り、これを護衛する集団を寄班と称しているが、 ところで、島田正郎氏の高著によると、遼の御帳官の中にも寄班なる組織があり、左班・右班と共に三班院なる機

が高く、それ故また捧料においても優遇された。すなわち、その官称の由来からも窺われる如く、皇帝にとって、内 以上要約すると、寄班とは内侍省に属する一官職系で、常時皇帝に近侍し、緊急の指揮の伝達に任ずるなど重要性

き、遼朝三班院下の寄班の実態は、宋朝内侍省下の寄班の属性を考察する上で甚だ示唆的である。

と側近の奉仕とを職掌とするところのもの」であり、宋朝の内侍両省と宿衛を併せた如きものであることを考えると

侍の官属の中でも殊に信頼を寄せるところの官僚集団であったといえる。

班

寄

秪 候

面より分析を加え、それがもつ政治史上の意義について考えてみたい。 如く「寄班に祗候する者」の意の寄班祗候なる官が属していた。本章では、この寄班祗候について、就任者と活動の如く「寄班に祗候する者」の意の寄班祗候なる官が属していた。本章では、この寄班祗候について、就任者と活動の

内侍省の寄班には、前掲『両朝国史』に記載されている寄班供奉官・侍禁・殿直・奉職・小底等官の外に、前述の

就任者の特色

便宜上、姓名を挙げておくと以下の如くである。太宗朝の①高継勲②石普③劉文質④耿従政、真宗朝の⑤夏守贇⑥張 昭遠⑦楊崇勲⑧劉承宗、仁宗朝の⑨胡思廉⑩雷允中、高宗朝の⑪曽覿である。以下、この者たちの出自・経歴を分析 寄班祗候に関する史料は極めて少なく、就任者の姓名を確認できるものは、管見の限り一一名に過ぎない。検討の

先ずもって指摘される就任者に共通した特色は、寄班祗候が内侍省管下の寄班に属する官であるにもかかわらず、

し、その特色を抽出してみたい。

彼らがいずれも士人であったという点である。 このことは後に紹介する彼らの経歴を一見すれば瞭然であるが、試みに一 供奉官・寄班祗候、入備宿衛」とあり、当時左班殿直であった劉文質が供奉官に昇進し、武班のまま寄班祗候を兼ね、 例を示すと、『蘇学士集』巻一四、内園使連州刺史知台州劉公墓誌銘に、③劉文質の寄班祗候就任について「特召為

内廷に配属されたことが知られよう。 この様に寄班祗候は内侍省に属する官でありながら、他の属官とは異質な官であった。では、どの様な背景をもつ

人材が任用されたのであろうか、彼らの出自および寄班祗候就任前の経歴を検討し分類してみよう。

(3)皇室の縁戚(擬似血縁関係も含む)

- ⑧劉承宗 祖母が昭憲太后の妹(3)劉文質 簡穆皇后の従孫(3)
- ⑨胡思廉 温成皇后の妹婿(4)

彼らは皇室の縁戚が故に、皇帝の信頼は甚だ厚かった。『宋史』巻三二四、劉文質伝に、

(劉文質)遷西頭供奉官・寄班祗候。帝(太宗)頗親信之、数訪以外事。嘗謂内侍竇神興曰、文質朕之近親、

又忠謹、其賜白金百斤。

とあり、太宗の厚い信頼と文質の忠勤を伝えている。ところで、皇帝が彼らに信頼を寄せた背景には、 族としての近親感が潜在していたであろうが、直接的には彼らの先代に対する強い信頼感があったものと考える。

『宋史』巻四六三、劉信知伝によると、

年、起家、授供奉官…開宝五年、遷軍器庫使、掌武徳司…太宗即位…為武徳使、会改武徳為皇城司、即為皇城使 (劉信知)母即昭憲太后之妹也…開宝三年十月、(母)卒…封斉国夫人…信知三歳而孤、宣祖憐其敏慧。建隆三

充駕前副都部署…知信、以戚里致貴、尤被親任。中外践歷、最為旧故。雖無顕赫称、亦以循謹聞于時。···太宗崩、充修奉永熙陵部署。咸平初、拝建武軍節度觀察留後·知永平軍府。契丹犯辺、復知天雄軍。真宗北巡、

軍の副統兵官を拝命した事実は、両帝との信頼関係の強さを物語っていると言えよう。また、③劉文質の父、審琦に 知られる。彼が、太宗崩御に際し、陵墓造営の責任者に任ぜられ、また遼の南進に対する真宗の北巡に当たっては、駕前 とあり、⑧劉承宗の父、信知が皇室の戚族を以て高位を得、諸帝からも信任され、彼もまた忠勤を以て応えたことが

審琦が機密に係る任務を委ねられたことを伝えているが、彼の信頼度が窺われよう。いい ついて、前掲『蘇学士集』の劉公墓誌銘は、「太祖創業之始、倚以機事、辟署汜水関令、未幾卒」と記し、建国当初、

(D)皇帝潜竜時代に仕えた者

② 石 普 父通、事太宗於晋邸。普十歳給事邸中、以謹信見親。補寄班祗候。(6)

綸

王(真宗)為太子、守贇典工作事。及即位、授右侍禁;遷西頭供奉官・寄班祗候。の

⑦楊崇勲 以父任為東西班承旨、事真宗于東宮…真宗即位、遷右侍禁、西頭供奉官・寄班祗婉。

この内、⑤夏守贇については、『宋史』巻二九〇の列伝に、 (父遇、為武騎軍校、与契丹戦役)初(兄)守恩給事襄王(真宗)邸。王問其兄弟、守恩言、守贇四歳而孤、日侍王邸、不得

とあり、幼少より真宗の襄王邸に養われていたことが知られるが、このことは②石普が十歳にして太宗の晋邸に仕え 時撫養、心輙念之。王為動容、即日召入宮。而憐其幼、聴就外舎。後二年、復召人、王乳母斉国夫人、使傳婢拊視之。

たことと併せ、注目される点である。また、⑦楊崇勲については『宋史』の列伝(巻二九〇)によると、「祖守斌、

事太祖為龍捷指揮使。父全美、事太宗為殿前指揮使」とあり、太祖・太宗に仕えた譜代の禁軍将校の家柄に生まれて いる。この様に潜竜時代において既に皇帝と私的信頼関係によって結ばれていた者たちが、即位後の皇帝にとって最

⑥皇帝潜竜時代以来の旧臣の子

も頼りとする臣僚であったであろうことは言うまでもない。

② 石 普 父、高瓊(太宗…召置帳下…太宗即位、擢御龍直指揮使…侍衙歩軍都指揮使…殿前都指揮使)(2) 父、石通(事太宗於晋邸

④耿従政 父、耿全斌(属太宗在藩邸…隷帳下、即位、補東班承旨…御前忠佐馬軍副都軍頭、改馬軍都軍頭:殿 前左班都虞候、馬步軍都軍頭)

の間にも、彼らを媒介とする間接的な信頼関係が潜在していたと言ってよかろう。かかる者たちは言わば皇帝親信官 潜竜時代以来の旧臣が即位後の皇帝にとって最頼の臣僚であったことは上述の如くであるが、旧臣の息子と皇帝と

僚の予備員的性格を備えていたと言え、やがて皇帝に登用されることにより、改めて直接的な信頼関係を結ぶに至っ

たものと推察する。『宋史』巻二八九、高継勲伝に、

(高継勲) 初補右班殿直、儀状頎偉。太宗見而異之、召問其家世、以瓊子対、擢寄班祗候。

とあり、①高継勲の素質に引かれた太宗が、彼が高瓊の息子であることを知り、寄班祗候に登用したことを伝えてい 彼の素質もさることながら、太宗の高瓊に対する信頼の然らしめた抜擢と言えよう。

(0)先帝潜竜時代以来の旧臣の子 父、張凝(太宗在藩邸、聞其名、以隷親衛。即位、補殿前指揮使…殿前都虞候)(24)

ており、真宗の重臣でもあった。ところで、心・心に分類された者たちの父が、石通を除き、いずれも禁軍の将校で たと考えて差し支えなかろう。彼の父、凝は太宗の旧臣ではあるが、真宗に仕えて殿前都虞候・寧州防禦使まで昇っ ある点は、甚だ興味深い。軍人の息子であるだけに、彼らの皇帝に捧げる忠誠心は殊勝なものがあったと考える。 張昭遠の場合も、ⓒに分類した者たちと同様に、皇室との間に彼の父を媒介とした間接的な信頼関係が潜在してい

の東宮に仕え、後には入内内侍省押班に昇った。仁宗の摂政として章献太皇が国柄を握るに及び、「允恭、勢い中外 ができない。ただ、雷允中については、彼が雷允恭の弟であることのみ判明している。兄、雷允恭は内官であり、仁宗 を横う」ものがあったという。 雷允中は允恭の弟ということで、仁宗の信頼も厚かったのではないかと推測される。****幼 本章の冒頭に挙げた一一名の就任者の内、⑩雷允中と⑪曽覿については出自および就任前の経歴を詳かにすること

分析対象者が僅か一〇名ではあったが、寄班祗候就任者の出自・経歴に見るおよその傾向は窺い得たと考える。す 二五

.

なわち、彼らに共通して言えることは、彼らが就任以前において何らかの縁で皇帝と強い信頼関係を有する士人であ グループ」の意と解される寄班に祗候せしめるに相応しい人材であった。かかる人材が皇帝にとって如何に有用であ 家父長的権力の影響を多分に蒙る者が含まれることから、その様な信頼関係も極めて私的要素の濃いものであったこ ったということである。さらに言うと、彼らの中には、皇室の縁戚或は幼少より後宮や王宮に出入した者等、皇帝の ったかは論ずるまでもない。 とが窺われる。要するに、寄班祗候就任者は元々皇帝に対する強い忠誠心を抱懐する者であったと言え、「信頼する

活動の特色

外廷における差遣にも充てられた。本節では、その中でも寄班祗候の任じた職務を検討し、その特色を探りたい。 寄班の諸官が内侍省下の職務として急詔の伝達や行幸の随伴などに任じたことは前述の如くであるが、また一方で

の差遣である。『宋史』巻二九〇、夏守贇伝に、 寄班祗候が充てられた差遣や任務を伝える史料は甚だ少ないが、その中に在って検出例の多いのが、走馬承受公事

(夏守贇)遷西頭供奉官・寄班祗候。帝幸大名、為駕前走馬承受。康保裔与賊戦没。部曲畏誅、声言保裔降賊。

密詔守贇、往察之。守贇変服入営中、廉問得状。還奏称旨。

寄班祗候の夏守贇が駕前走馬承受公事として従軍したことを伝えている。走馬承受公事は本来、主に辺境の軍政路に置 とあり、咸平二年に遼が大挙入寇した際、これを親ら阻まんとして真宗が大名府に巡幸したが、この時に西頭供奉官

駕を守護する駕前軍の監察に任じたものと思われるが、彼が極秘の指揮を受け、最前戦における方面軍司令官投降の かれ、屯駐禁軍の辺防状況を譏察し、毎年これを上奏する沿辺の軍事監察機関であった。夏守贇の場合は、真宗の車 真相を内偵するために、変装して該地に潜入したという事実から、本来の職務の外に、皇帝の意向を帯びた密使的任

務にも従事したことが窺われる。この外の走馬承受公事の事例は次ぎの如くである。

両浙走馬承受公事 (8)

真定路走馬承受公事 雷有終討王均、崇勲、承受公事、以奏捷。

鎮定高陽関三路承受公事

ところで、『宋会要』職官四一、走馬承受公事の項に、

聞、遂決杖降職。自是無敢隠蔽。因降詔戒飾。

真宗咸平五年八月五日、帝宣諭寄班使臣、即畏避不敢公言。早歳、霊州巡検王承、境内磔人。承受使臣、都不以

とあり、霊州巡検使王承の非違を走馬承受公事が報告しなかったことが原因で、真宗が寄班の使臣に戒敕を垂れたこ とを伝えている。この史料からすると、走馬承受公事には寄班の使臣が起用されるのが一般であったかに解される。

が寄班・祗候の任ぜられたものであることを考えると、寄班の中でも寄班・祗候を任用するのが常例ではなかったかと推察する。 いうことは言い得よう。ここでは寄班の使臣と記されているが、寄班の走馬承受公事に関して、検出した史料の殆ど 実際には必ずしもそうではないが、少なくとも、寄班の外廷における差遣として、走馬承受公事が一般的であったと

この外に寄班祗候の差遣としては巡検使が挙げられる。前掲の夏守贇伝に、 (夏守贇) 遷西頭供奉官・寄班祗候…帝幸澶淵、及祀汾陰、皆為駕前巡検。

とあり、真宗の澶州・汾陰への行幸の際、西頭供奉官・寄班祗候の夏守贇が駕前巡検使として随伴したことを伝えて いる。巡検使は路・州県の警察業務を掌る職事であるが、彼の場合は、行幸途次や目的地における警察業務を掌った

ものと考える。幼少より真宗の王邸に撫育され、長じては太子となった彼に仕えたという経歴をもつ夏守贇が、真宗

史

二八

都巡検使に任ぜられたことが指摘される。 をイメージする上で甚だ示唆に富んでいる。巡検使の事例としては、いま一件、左班殿直・寄班祗候の張昭遠が忻州 即位後、寄班祗候に取り立てられ、皇帝を守護する駕前軍の走馬承受公事や巡検使に任じたことは、寄班祗候の実態

また、『宋会要』儀制四、導従の項に、

(真宗・景徳)二年、詔定在京諸司庫務監官・当直人数。諸司使領郡者十二人、諸司使・副使・崇班及朝臣十人、

閤門祗候及内供奉官・殿頭高品八人、寄班祗候七人、京官・供奉官・侍禁・殿直・高品及寄班奉職六人、祗候内

品・奉職・借職四人、諸司庫務都虞候三人、指揮使二人、員寮一人。

とあって、寄班祗候が在京諸司庫務の監当官・宿直官に充てられていることが知られる。

以上の如き通常の差遣の外に、『宋史』巻三二六、上述の張昭遠の伝に、

(張昭遠)擢左班殿直・寄班祗候。毎出使、還奏利害、多称旨。

とあるが如く、臨時の勅使を拝命することもあった。また、高宗朝の曽覿は寄班祗候を以て建王(考宗)の内知客に

承受公事への任用が多く見られ(それも駕前軍や複数路に跨るなどの資序の高い差遣を含む)、それが寄班祗候の一 以上、寄班祗候が充てられた差遣や任務について些か検討したが、注目される点は沿辺の軍事監察機関である走馬

遼や西夏との軍事的緊張が高まってくる北宋前半期において、辺境の屯駐軍や行営軍の辺防の実態が、皇帝にとっ

般的差遣であったのではないかと推測されることである。

て重大な関心事であったことは言うまでもない。『続墨客揮犀』、武臣上殿不得過為文飾の項に、

慶曆中、河北大水、仁宗憂形於色。有走馬承受公事使臣到闕。即時召対、問河北水災何如…。

る「上殿奏事」が許されていたという事実は、皇帝が彼らの報告を重要視していたことを物語っている。この史料は とあり、仁宗が河北の水害の状況について、走馬承受公事に直接下問していることが知られる。走馬承受公事にかか

民事の報告に関するものであるが、国防に関する報告への皇帝の関心が如何ばかりかは、贅言を要しないであろう。 走馬承受公事は、皇帝が辺防状況を直接把握する上で、非常に重要な職任であったのである。

この様に走馬承受公事の役割を考えるとき、それが寄班祗候の一般的差遣であったということは、寄班祗候就任者

る辺防状況の直接的把握の要に起用したわけである。 の特色からして、十分首肯されるところである。つまり、皇帝は彼に対し極めて求心的な親臣を、国防上の要務であ

彼らが皇帝の信任厚い者たちであったことから、後に高官・重職に就くケースが多かった。前節の冒頭に掲げた就

以上、寄班祗候の活動の特色を瞥見したが、章を結ぶに当たり、寄班祗候就任者のその後の官歴について、若干付

職を歴している点は、寄班祗候就任者の先代の多くが禁軍畑出身であったことと併せて、寄班祗候の属性を考える上 めて、最高位である節度使(河西節度使)に就いている。ところで、彼らの中で夏守贇(殿前都指揮使)・楊崇勲 に宣徽院使を経て枢密使に昇った者に、夏守贇(知枢密院事)・楊崇勲(枢密使)がいる。また、石普は武班階を極 任者の内、横行に昇った者に、高継勲(東上閤門使)・劉承宗(東上閤門使)・張昭遠(西上閤門使) (殿前都指揮使)・高継勲(侍衙馬軍・歩軍副都指揮使)・張昭遠(侍衙馬軍・歩軍都虞候)が禁軍三衙の長官や重

で興味深いものがある。

論 叢

二九九

結

語

あった。その様な意味において、寄班祗候を兼帯した三班使臣は、北宋における皇帝権の維持・強化に資した官僚集 りを背景に、主として走馬承受公事の差遺に充当され、沿辺軍政の監察、すなわち皇帝の耳目の任を担わされたので える。つまり皇帝の耳目爪牙として機能する素質をもった官僚集団であった。それ故、北宋前半の軍事的緊張の高ま 的特性が指摘され、この点で限りなく宦官に近い存在であり、内廷に祗候するには十分な条件を具えていた集団と言 団の一つであったと意義付けることができると考える。 廷の士人が任ぜられた点に特色があった。彼らは宦官ではなかったものの、その出自・経歴からして皇帝の家産官僚 小論では、北宋の史料に散見される寄班祗候について些か考察した。寄班祗候は内侍省管下の寄班に属したが、外

註 (1) 拙稿「唐・五代三班使臣考ー宋朝武班研究その⑴-」(『宋代の社会と文化』汲古書院、一九八三)、同「北宋三班使臣考」 『別府大学短期大学部紀要』第七号、一九八八)

(2) ついては、まず祗候班として、下から北班内品・後苑散内品・後苑後当事内品・後苑内品・把門内 品・入内内品・貼祗候内品 『宋史』巻一六九、職官七、内侍之叙遷の項によると、入内内侍省・内侍省の属官を次の如く配列している。入内内侍省に

高班・(内侍)高品・内侍殿頭・内西頭供奉官・内東頭供奉官を挙げている。また、内侍省についても諸官を列挙しているが、 祗候 小内品・祗候 内品・ 祗候高 班内品・祗候高品・祗候殿頭を挙げ、次いで内侍班として、下から(内侍)黄門・(内侍)

それらの官種・序列は入内内侍省とほぼ同様である。ただ、祗候班において、祗候小内品を欠く外、末尾に後苑散内品を配し、

南漢が内官を重用し、それが亡国の一原因となったことは、周知の如くである。内官政治の実際を『資治通鑑』巻二九四、

その上に散内品を別に設けている。

後周・顕徳五年一一月辛亥の条は、 凡羣臣有才能、及進士状頭、或僧道可与談者、皆先下蚕室、然後得進。亦有自宮以求進者。亦有免死而求者。由是宦者近

と伝え、有能な官僚や進士の状元、或は出家の有識者が、去勢の後、始めて登用されたことなど、恐るべき実態を指摘してい 二万人。貴顕用事之人、大抵皆宦者也。謂士人為門外人、不得預事。卒以此亡国。

団であったと言えよう。 る。これが事実とするならば、南漢の内官の中には有能な人材が多数含まれていたわけで、宋朝にとっては甚だ有用な官僚集

確立の過程を整理してみるに、「内侍省」は従来の内侍省内の内班院が、後に内侍省内班院と改称され、真宗・景徳三年五月 に「内侍省」として独立した。一方「入内内侍省」は従来の内侍省内の内中高品班院が、太宗・淳化五年に入内内班院と改称 『宋史』(巻一六六、職官六)、『宋会要』(職官三六)、『文献通考』(巻五七、職官一一)の内侍省の項より、二省制

され、その後入内黄門班院、内侍省入内内侍班院との改称を経て、景徳三年二月に内侍省から独立して「入内内侍省」となっ

(5) 『宋史』巻一六九、職官七、内侍省之叙遷の項

た。すなわち真宗・景徳三年に二省制が確立したのである。

(6) 例えば、『文献通考』巻一○七、王礼二、開延英儀の項に、

其長春殿常朝、則内侍省都知・押班、率内供奉官以下並寄班等先起居。次聞門使…。

とあり、また後述するところの寄班祗候についての記事であるが、『宋史』巻一六六、職官六、入内内侍省・内侍省の項に、

嘉定初、詔内侍省、陳乞恩例、親属允寄班祗候、以十年為限。

史

論叢

とあり、また『宋会要』職官三六、内侍省の項に、

(高宗・紹興)九年六月二三日、詔内侍省、寄班祗候依元豊法、今後以十五員為額。

(9)

- (7)第二章で触れる寄班祗候就任者の例伝に見る彼らの経歴より明らかである。第二章を参照されたし。
- (8) 島田正郎『遼朝官制の研究ー東洋法史論集第一ー』(創文社、一九七八)第九章 御帳官
- ところで、海原郁氏は高論「宋代の武階」(『東方学報へ京都〉』五六、一九八四)の中で寄班祗候に言及され(第三章

(6)に示した寄班祗候に関する『宋史』と『宋会要』の記事より、内侍省管下に寄班祗候が属していたことが確認されよう。

条の「詔、寄班祗候、自今、準三班使臣所定年限」の記事から、「考課からみると、寄班祗候とは三班に寄班している祗候の 闍職)、「闍門祗候の見習いともいうべき」存在として寄班祗候を位置付けられ、更に『長編』巻九五、天禧四年四月丁酉の

検討から、かかる氏の見解には首肯できない。また、氏は『夢粱録』(巻九)や『詳備砕金』(巻上)の陽門の項に、闇職の され、従って寄班祗候を聞門祗候あるいは三班使臣の付け出しの如く理解しておられるようだが、筆者としては前章における

性格がむしろ強そうに思える」(注九八)と論じられている。氏は寄班を「陽門祗候も含め各武階の付け出しのような格」と

官の一つとして、閻職と共に列挙されるのは、むしろ当然のことではなかろうか。 御殿)の東西掖門であることを考えると、君側奉侍を職務とする寄班祗候にとって聞門は職場であり、従って闍門に詰める諸 諸官と共に寄班官や寄班祗候が併記され、閻職との関りが窺われる点を指摘されるが、閻門が正衙文徳殿(皇帝の隻日視朝の

(10) 彼らが寄班祗候に任ぜられたことは、⑨胡思廉と⑩雷允中を除き、『宋史』に見る彼らの列伝より明らかである。高継勲

(巻二八九)、石普(巻三二四)、劉文質(巻三二四)、耿従政(巻二七九)、夏守贇(巻二九〇)、張昭遠(巻三二六)、

楊崇勲(巻二九〇)、劉承宗(巻四六三)曽覿(巻四七〇)。また胡思廉については、『長編』巻一七六、至和元年正月戊子

の条、雷允中については、『長編』巻九八、乾興元年六月庚申の条より明らかである。

(1) 『宋史』巻三二四、劉文質伝に、

太宗、授以左班殿直。遷西頭供奉官・寄班祗候。

とあり、劉文質の供奉官に遷る以前の寄禄官が左班殿直であったことがわかる。

『宋史』巻三二四、劉文質伝。簡穆皇后は太祖・太宗の祖母(翼祖、趙敬の妻)にあたる。

(12)

(13) 『宋史』巻四六三、劉承宗伝。昭憲太皇は太祖・太宗の母であり、従って劉承宗の父、知信は太祖・太宗のいとこにあたる。

(14) (15)『長編』巻一七六、至和元年正月戊子の条。温成皇后は、仁宗の寵愛極めて厚かった貴妃、張氏に与えた諡である。 『宋史』巻三二四、劉文質伝に「父審琦虎牢関使。従討李重進、戦死」とあり、劉審琦はいわゆる「死(王)事臣」であっ

後賜与異諸将」とある如く、外戚に加えて死事臣の子弟であるということを以て、厚遇を受けたという。かかる優遇措置によ かかる殉職者に対しては、子弟を録補するなど、厚い優遇措置が施された。劉文質も、列伝に「以簡穆親又父死事故、

り起家した官僚は、自ずとその恩沢に報いるべく他の官僚を凌ぐ忠誠心を抱くに至ったであろう。

(が) 『宋史』巻二九〇、夏守贇伝。(6) 『宋史』巻三二四、石普伝。

(18) (20) (19) 『宋史』巻三二四、劉文質伝に、「文質幼、従母入禁中」とあって、劉文質も父、審琦の殉職の 後に、母、清河郡太夫人張 『宋史』巻二九〇、夏守恩伝。 『宋史』巻二九〇、楊崇勲伝。

氏に従って、内廷に出入していたことが知られる。

『宋史』巻二八九、高瓊伝。

(21)

史

- (2) 『宋史』巻三二四、石普伝。
- 23 『宋史』巻二七九、耿全斌伝。
- 24 『宋史』巻二七九、張凝伝。
- 25 『長編』巻九八、乾興元年六月庚申の条。
- 28 『宋史』巻四六八、雷允恭伝。
- (27)

(28) は東南諸路にも設置され、民政も監察するまでに権限が拡大されたという。後述の劉文質が両祈走馬承受公事に任ぜられた 佐伯富「宋代走馬承受の研究-君主独裁権研究の一齣-」(『東方学報』〈京都〉九、一九三八)。走馬承受公事は北宋末に

(2) 『宋史』巻四四六、康保裔伝に、

件は、これの比較的早い事例といえよう。

- 大名、聞之震悼。廃朝二日。 (康保裔)侍衛馬軍都虞侯、領涼州観察使…真宗即位…高陽関都部署。 契丹兵大入 …保裔選精鋭赴之…遂没焉。 時車駕駐
- とあり、高陽関路の都部署すなわち総司命官、康保裔が契丹の入寇を阻止することができず、戦死したこと、およびその敗死 われたことであろう。夏守贇の任務の重要性が窺われる。 が大名に駐蹕中の真宗以下に大きな衝撃を与えたことなどを伝えている。契丹防衛最前線の軍事動向だけに、重大な関心が払
- (3) 『宋史』巻二九〇、夏守贇伝。
- (32) 『宋史』巻二九〇、楊崇勲伝。楊崇勲の場合は、王均の乱の征討軍に添差された走馬承受公事であろう。

『宋史』巻四六三、劉承受伝。劉承宗のこの差遣は供奉官の時のことである。列伝によれば、「殿直・寄班祗侯、咸平初、

転供奉官」とあるが、供奉官に転じた後も寄班祗候は引き続き兼帯していたものと考える。その後、闇門祗候を授けられるが、

この時点で内侍省から闍門に転出し、寄班を離れたのであろう。

(34)

通常、広く三班使臣と内侍の中から選任された。(『宋会要』職官四一、走馬承受公事)

(35) 『宋史』巻三二六、張昭遠伝

(36)

『宋史』巻四七〇、曽覿伝。

(37) 筆者は、寄班祗候のかかる特質を、寄班全体に押し広げて論ずることができまいかと考えている。しかし、この点を論証す

るには、寄班祗侯以外の寄班官の就任者に関する史料が余りにも少なすぎる。管見の限りではあるが、唯一例その様な傾向を

窺わせる事例があるので、挙げてみよう。 『河南先生文集』巻一四、銀青光禄大夫張公墓誌銘に、

父延斌、民初以材武積功、為棒日左廂都指揮使・富州団練使…公(張顕忠)幼明慧、語言拝起、如成人。七歳得見、太宗 皇帝留邸。及即位、給事殿省。補殿直・供奉官、皆以寄班冠其官称。

彼が、宦官であったとはまず考えられないこと、また幼少より潜竜邸に仕え、皇帝即位後、寄班に取り立てられたことなどを とあり、張顕忠は七歳にして太宗の潜竜邸に仕え、太宗即位後、寄班殿直・供奉官に補せられたという。禁軍将校を父にもつ

勘案すると、彼の中にも寄班祗候就任者と同じ特質を指摘できそうである。ただ、今のところ比較検討すべき他の事例を検出 し得ていないので、かかる寄班全体を睨んだ考察は後日に譲ることにする。

(付記) 小論は、一九八八年度別府大学短期大学部学術研究助成費による内地研修の成果の一部である。ここに付記し、かかる

髙配に対し厚く感謝する次第である。

学

論